

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月4日

Sponsor: Cambodia, Central African Republic, Egypt, Eritrea, France, Japan, , Mexico Pakistan, Qatar, Somalia, and United states

AIに関して法整備が整っていないことによってAIのリスクをより深刻にしていることを認識し、

人間の判断が介在していない軍事用AIをLAWSと定義し、

自立型致死兵器システムがLAWSであると定義し、

第80回国連総会第一委員会は、

G7広島サミットを想起し、

国際人道法を想起し、

全ての兵器の使用の根底には国際人道法の順守があることを認識し、

生成AIは企業等にとっての商業的価値にとどまらず医療面や生活面など多岐にわたって人類の生活の質を向上させるものであるが、同時に人権を侵害してしまったりと無視できないリスクも同時に存在しており、それに対する対策が重要であることを認識し、

生成AIの利用に関して、アクセスが平等でないことから利用できる国とそうでない国の間での格差を産んだり、既存の格差をより深刻化させてしまうことを認識し、

軍事AIは各国の安全保障において、大きな利益をもたらすことが考えられるが、誤作動によって、攻撃目標でない民間人などを巻き込んでしまうことがその利益を覆すほど大きなリスクでありこの問題を解決することは重要であること認識し、

AIは将来的にさらに大きなファクターになりうる可能性を認識し、

世界中の国が平等にAIを利用できる

AIがフェイクニュースの発信やディープフェイクの問題を抱えてることを認識し、

AIが発信する情報に特定の人や人種、特定の事柄に対してバイアスを持ってしまう現状を憂慮し、

LAWSの危険性を憂慮し、

LAWSはどの場合においても非人道的な兵器であることを認識し、

AIに対する規制のために法的拘束力をもった条約を策定することの重要性を認識し、

AIに人格や法的主体性が存在しないことを認識し、

AIに責任を持たすことができないことを認識し、

AIの誤作動の問題は、愛では泣く人間に帰属することを強調し、
現在AIに関して国際的に話し合う場が十分に存在していないことを憂慮し、

AIに関する誤作動が起こった際、再度同じような誤作動があってはいけないことを確認し、

1. 全加盟国に対し、公開前や公開中のAIに関して自国内で人権侵害等のリスクに関してテスト等を行うことでその安全性を判定し、安全性が担保されていないと判定した際にはプロバイダーに改善を求めることを要請し、
2. 全加盟国に対し、生成AIに関してプロバイダー企業の自主性を担保した上で干渉することを要請し、
3. 全加盟国に対し、生産及び軍事用AIの責任は最終的には人間に帰属すべきだという考えを改めて確認し、
4. **United Nations Artificial Intelligence Discussion (UNAID)**の設立を実施するために必要な措置を講じ、その機関が効率的に用務を行えるよう適切な資源を配分するよう、事務総長に要請し、
5. 全加盟国および関係する国連機関に対し、UNAIDがその任務を遂行するにあたり、全面的に協力するよう要請し、
6. UNAIDに対してAIに誤作動があった際当事国に説明責任を求め、責任所在を定め制裁を決めることを要請し、
7. UNAIDに対し、同じような誤作動が起きない対策を含んだ報告書をAI誤作動に関する当事国に提出し改善を求めることを要請し、
8. UNAIDに対し国家間以外のAIに関する誤作動の問題に対する制裁の方向性を提示したガイドラインを作成することを要請し
9. UNAIDに対し、国家間で軍事用AIによる誤作動の問題が発生した際、当該AIの利用国に調査を行うことを要請し、
10. 事務総長に対し、条約の策定
11. 軍事AIに関する誤作動があった際、国際司法裁判所の元において罰則を判断することを認識し、
12. 全加盟国に対し、公開前及び公開中のAIに関して自国内で人権侵害等のリスクに関して評価を行い
13. 全加盟国に対し生成AIによる誤情報の頒布を止めることを促し、
14. UNESCOに対し、生成AIのリテラシー確保のための教育を行うためのガイドラインを作ることを要請し、
15. 全加盟国に対し、LAWSの開発及び利用を5~10年で停止することを要請し、
16. 全加盟国に対し、AI利用者の個人情報保護することを企業に呼び抱えることを要請し、